

お客様は第三級陸上特殊無線技士養成課程のお申込みに際し、下記契約条項をよくお読みいただき、その内容について十分ご理解いただいた上でお申込みいただくものとします。

契約条項

お客様（以下「甲」という）及び株式会社プレーンネット（以下「乙」という）は、以下の条項に従い、乙が第三級陸上特殊無線技士養成課程（以下「本件養成課程」という）の役務を提供し、甲はこれに対価を支払うことに同意した。

第1条（役務の内容）

乙は甲に対して本契約書1枚目の第三級陸上特殊無線技士養成課程申込書（以下「申込書」という）に定める本件養成課程を提供し、乙はこれを收受することに同意した。

第2条（善管注意義務等）

1 乙は、前条の役務遂行上、機密保持または施設管理上の必要性から、当該養成課程等を遂行する能力を有し、かつ養成課程等の総務省の認定基準を満たす管理責任者（管理責任者の代行を行う補助者を含む）及び講師（以下これらの要員を「養成課程要員」という）を選任し、担当させる。

2 乙は養成課程要員の指揮監督等については、関係法令に従い、善良な管理者の注意をもって円滑な役務遂行に努めなければならない。

3 甲は、養成課程要員に対して、前条の役務の遂行に関し、申込者としての範囲を超える指示を行ってはならない。

第3条（契約期間等）

本契約の期間は申込書に定めるコース期日のみとする。

第4条（養成課程提供料金）

本契約の本件養成課程の提供料金（以下「本件養成課程提供料金」という）は内税とし、別表に定める養成課程提供料金に基づき算出した料金とする。

第5条（支払方法）

本件養成課程提供料金の支払は前払いとし、本件養成課程提供料金を乙の指定する銀行口座へ支払う。尚、振込みに要する費用は甲の負担とする。

第6条（守秘義務）

1 乙は、本件養成課程の履行にあたって知り得た甲の機密事項等については、いかなる理由であっても本件養成課程等提供遂行以外の目的に使用せず、かつ第三者に漏洩又は開示してはならない。

2 前項の義務は、本契約の終了後も存続するものとする。

第7条（再委託の禁止）

乙は乙の社員以外の第三者に本件養成課程提供を再委託してはならない。但し、本契約の締結と共に乙より再委託に係る書面による申し入れがあり甲が同意した場合にはこの限りではない。

第8条（契約違反等による解除）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの予告なく直ちに本契約を解除することができる。

また、甲による本条の解除に際し、乙が甲に対して損害を与えた場合には、乙はその賠償の責を負うこととする。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、本契約に定める事項に違反し、又は履行を怠ったとき。

(2) 手形交換所の取引停止処分があったとき。

(3) 差押え、仮差押え、仮処分を受け、又は、競売、強制執行、延滞処分等を受けたとき。

(4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てがあったとき。

(5) 営業を廃止し、または清算に入ったとき。

(6) 乙の養成課程要員の能力の低下等が生じたとき。

(7) その他、乙の責めに帰すべき事由により本契約を継続しがたい事態が生じたとき。

第9条（契約の解除）

1 甲は、乙の責に帰すことができない事由（第8条の各号の場合を除く）により、本契約を解約しようとするときは役務開始日の乙の7営業日前までに書面をもってその旨を乙に通知し、乙の同意を得ることとする。乙の営業日とは、土、日、祝日、乙の年末年始等の特別休日、及び土日等における本件養成課程開催日を除く平日とし、以下同様とする。

2 乙は、第3条の契約期間前に本契約を解約しようとする場合は、書面をもってその旨を甲に通知し、甲の同意を得ることとする。

第10条（返金）

1 甲が第8条により契約を解除した場合、乙は解除を受けた日から乙の7営業日以内に第5条により支払われた金額の全額を甲に返金することとする。返金の際の振込手数料は、乙の負担とする。

2 甲が第9条の1項により契約を解除した場合、乙は解除を受けた日から乙の7営業日以内に第5条により支払われた金額のうち、70%を返金することとする。1円未満の端数が生じた場合、これを切捨てとする。返金の際の振込手数料は、甲の負担とする。

3 乙が第9条の2項により契約を解除した場合、乙は解除した日から乙の7営業日以内に第5条により支払われた金額の全額を返金することとする。返金の際の振込手数料は、乙の負担とする。

4 契約の解除ではなく、甲が甲の都合等により受講又は受験できなかった場合は、返金しないこととするが、甲乙双方にて別途協議し、甲が再受講又は再受験できるようにすることとする。

5 返金は甲の指定する銀行口座へ支払う。

第11条（免責）

乙は、天候、火災、騒乱等による不可抗力その他乙の責に帰すことのできない事由により、本契約を定める事項を履行できない場合は、その責を免じられるものとする。

第12条（損害賠償）

本件養成課程提供の処理に際して、乙の責に帰すべき事由により、甲若しくは第三者に損害を与えた場合には、乙は損害賠償義務を負う。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合には、誠意をもって甲乙協議をし、その解決を図るものとする。

第14条（合意管轄）

本契約に関し万一当事者間に紛争を生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（その他）

本件養成課程の修了試験（別表 養成課程提供料金に含まれる）に甲が不合格となった場合、甲の任意で修了追試験を実施するが、その詳細については別途甲乙が協議の上決定するものとする。

別表 養成課程提供料金 税込

項目	
養成課程（1名様）	19,352円

※ 養成課程料金には、教科書代金（一般販売価格1,980円）及び免許申請手数料収入印紙(1,750円)は含まれます。